

(写)

長野労発基 0703 第 1 号

令和 6 年 7 月 3 日

長野地方最低賃金審議会

会長 倉崎 哲矢 殿

長野労働局長

三浦 栄一郎



長野県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 12 条の規定に基づく、長野県最低賃金(昭和 55 年長野労働基準局最低賃金公示第 5 号)の改正決定に関して、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)及び経済財政運営と改革の基本方針 2024(同日閣議決定)に配意した、貴会の調査審議を求める。